

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください  
(案件名)

神戸市水道条例施行規程及び神戸市  
工業用水道条例施行規程の一部改正

意見募集期間

2024年4月25日～5月24日

問い合わせ先

水道局営業課・配水課

078-797-5555

## 1 意見募集期間

2024年4月25日(木)～2024年5月24日(金)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局営業課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)945-7590 神戸市水道局営業課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: eigyo\_voice@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市中央区橘通3丁目4番2号 水道局総合庁舎1階

神戸市水道局営業課

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市水道条例施行規程及び神戸市工業用水道条例施行規程の一部改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年5月下旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報 の 取 扱 い に つ い て

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

# 神戸市水道条例施行規程及び神戸市工業用水道条例施行規程の一部改正について

## 1 改正の趣旨

### (1) 公印の押印省略等

事務手続きの簡素化、事務効率の更なる向上および各種行政手続きのデジタル化を図るため、公印の押印省略を進めています。

神戸市水道条例施行規程及び神戸市工業用水道条例施行規程において、公印の押印を定めている様式を、押印を要しないものに改正し、神戸市水道条例施行規程においては、手書き納付書など未使用の様式を同規程から削除し、様式の整理を行います。

### (2) 使用水量の認定の基準

ライフスタイルの変化により、季節による使用水量の変動がなくなったため、神戸市水道条例施行規程において規定している使用水量の認定の基準から、季節による使用水量の変動状況を除外します。

## 2 改正の概要

### (1) 公印の押印省略等による改正様式一覧

#### ○神戸市水道条例施行規程

改正前 様式名称 <用途>	改正後 様式名称	改正内容
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（納付用）	水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書	公印省略 細分化を廃止して、 様式名称改正 様式改正（下記参照）
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（督促用）		
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（口座預金不足等）		
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（口座振替不能用）		
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）		
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算督促用）		

水道料金／下水道使用料／領収書（未納整理用）	同左	公印省略
水道料金／下水道使用料／領収書（精算用）	同左	公印省略
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（未納整理用）	同左	公印省略
水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）	同左	公印省略
納付書 1 <手書き用>	削除	未使用のため削除
納付書 2 <旧システム用>	削除	未使用のため削除
納付書 3 <郵便局専用>	納付書 1	様式名称改正
納付書 4 <現システム用>	納付書 2	公印省略 様式名称改正
領収書 1 <水道料金等手書き用>	領収書	様式名称改正
領収書 2 <工事収益等手書き用>	削除	未使用のため削除
還付通知書兼領収書	同左	公印省略

「水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書」の様式を下記のとおり改めます。

### ○神戸市工業用水道条例施行規程

改正前 様式名称 <用途>	改正後 様式名称	改正内容
納入通知書兼領収書 <工業用水道料金徴収用>	同左	公印省略
納入通知書兼領収証書 <工業用水道料金・工事費等徴収用>	同左	公印省略

## (2) 使用水量の認定の基準

神戸市水道条例施行規程第7条の3（使用水量の認定基準）より、「季節による使用水量の変動状況」の文言を削除します。

**3 施行予定日**          2024年（令和6年）7月1日